

## 【個別特集】

# インドネシアの CDM をめぐる動き

NEDO 技術開発機構 ジャカルタ事務所  
山田 史子

インドネシアにおける京都議定書と CDM (クリーン開発メカニズム) をめぐる動向については、これまで NEDO 海外レポート 941、943、956 各号で紹介し、さらに同 957 号に第 3 報とし CDM 国家委員会設置に係る同大臣令の法案を中心に概観するとともに、NEDO 「インドネシア CDM 調査報告書」の概要を紹介してきた。

本稿においては、2006 年 7 月以降の動向を概観し、今後の展望およびインドネシア CDM が現時点で抱える制度上の課題について考察する。

## 1. 「CDM 国家委員会に関する環境大臣令」の成立と事務局の設置

「CDM 国家委員会に関する環境大臣令」(2005 年第 206 号、2005 年 7 月 21 日付、以下「DNA 法」)が 2005 年 7 月に成立・施行されたのを受け、インドネシア CDM 国家委員会<sup>1</sup>(以下、「委員会」)が DNA (指定国家担当機関)として国連に登録される<sup>2</sup>とともに審査業務を開始した。同審査業務の開始にあたり、大臣令においては組織の詳細が定められていなかった事務局の設置について委員会の第 1 回会議<sup>3</sup>で審議されるとともに、環境省第 3 次官令 2005 年第 1 号 (2005 年 10 月 20 日付)によりその構成等が定められた。

同法の構成は以下のとおりである。

- ・基本条文
- ・ CDM 国家委員会事務局業務手順
- ・ CDM 国家委員会事務局の構成

### < 以下、同法の全文 (仮訳<sup>4</sup>) を紹介する >

以下について考慮する。

- a . CDM プロジェクト実施にあたり、CDM に関する国家指定機関( DNA )が必要である。
- b . 上記 a 項を満たすため、申請される CDM プロジェクトの妥当性を評価する国家委員会が設置された。
- c . 同委員会の円滑な任務の遂行を支援する委員会事務局が必要である。
- d . 以上を踏まえ、CDM 国家委員会事務局について CDM 国家委員会委員長による決定が必要とされる。

以下について銘記する。

- 1) 京都議定書の批准に関する 2004 年第 17 号法
- 2) 環境省の組織体制に関する環境大臣令 2005 年第 1 号
- 3) CDM 国家委員会に関する環境大臣令 2005 年第 206 号

以下について決定する：

- 第1 CDM 国家委員会事務局に関する CDM 国家委員会委員長の決定。
- 第2 CDM 国家委員会事務局は以下本法文中においては Sekretariat KOMNAS MPB<sup>5</sup>とする。
- 第3 CDM 国家委員会事務局は当次官の下で気候変動を担当する職員により構成され、CDM 国家委員会委員長により任命あるいは罷免されるコーディネーターが調整役を務める。
- 第4 CDM 国家委員会事務局コーディネーターは、CDM 国家委員会事務局業務について責任を負う。
- 第5 事務局コーディネーターは事務長 1 名および気候変動対策担当次官補ならびに天然資源保全および環境悪化対策担当次官の下にある事務局の構成員による支援を受ける。
- 第6 事務局の構成は本決定の別紙 2 に記すとおりである。
- 第7 事務局構成員としての地位は当該構成員について以下の事実が認められた場合に解消される：
  - (1) 当該構成員が、自ら辞任を申し出た場合。
  - (2) 当該構成員がその任務を遂行する能力が不足していると判断され、気候変動問題担当次官により辞任を命じられた場合。
- 第8 事務局は以下の機能を持つ：
  - (1) CDM 国家委員会の作業委員会にかかる事務業務、すなわち
    - a. プロジェクト申請取り扱い業務に関連する公文書および私文書を保管する
    - b. 3 カ月に 1 回開催される国家委員会開催を準備する
    - c. その他必要となる事務機能を担う
  - (2) 委員会および技術チーム会議開催を準備する
  - (3) 申請されたプロジェクト（事業者）が定められた持続的開発のクライテリアおよび指標を満たし、かつ関連法ならびに AMDAL<sup>6</sup>の義務付けがあるプロジェクトに関しては AMDAL を遵守するとともに利害関係者の意見を考慮しようとする中で、当該 CDM プロジェクト申請評価のプロセスを支援する
  - (4) 利害関係者との相談を経ていない申請あるいは追加的に利害関係者との相談が必要となった申請について、国家 CDM 委員会と当該利害関係者との間で特別会議を開催する
  - (5) （インドネシア DNA の）ウェブサイト上で CDM プロジェクト関連課題に関する情報、CDM のポテンシャル推進、CDM プロジェクト申請承認手続およびプロジェクト申請手続状況に関する情報を提供する
- 第9 事務局は以下の任務を負う：
  - (1) プロジェクト申請者から提出される申請文書を受理し文書が所定どおり整えられているかを確認する
  - (2) プロジェクト申請、利害関係者の見解、および CDM 国家委員会のウェブサイト

に掲載されたプロジェクト申請に関し事務局に一般市民から届いた見解のひとつひとつを CDM 国家委員会のウェブサイト上に整理、提供する

- (3) CDM プロジェクト申請評価業務を依頼できる専門家グループを確認しリストアップする
- (4) CDM 国家委員会によるプロジェクト申請評価および最終決定の準備を支援する
- (5) CDM 国家委員会の内部調整会議を支援する
- (6) プロジェクト申請に関する利害関係者を確認し利害関係者による特別会議の開催を支援する
- (7) CDM 国家委員会の評価結果決定調整会議の開催を支援する
- (8) CDM 国家委員会の決定結果通知文書をプロジェクト申請者に手交する

第10 CDM 国家委員会事務局の業務手順については本決定文書の別紙に定めるとおりである。

第11 事務局はその機能と任務遂行に関し、CDM 国家委員会に対して責任を負う。

第12 事務局は少なくとも3 ヶ月に1回 CDM 国家委員会に対し文書にて報告しなければならない。

第13 本決定により生じる必要経費に関しては、CDM 国家委員会運営にかかる環境省予算および拘束力のない外国からの資金援助により賄うものとする。

(第14条はない)

第15 本決定は1事業年度の間有効であり、更新可能とする。

第16 本決定は定められた日付より発効する。後日誤謬が認められた場合には、本決定を見直すこととする。

(以上にて本文終わり、日付およびDNA 委員長として第3次官の署名)

#### <別紙1 CDM 国家委員会の会議開催全般に関する事務局の業務手順 / 2005 年 >

##### ステップ1:

1. プロジェクト申請者から提出される申請文書を受理し文書が以下のとおり整えられているかを確認する：
  - a. プロジェクト・ディベロッパー<sup>7</sup>が作成した申請様式が F1 と称される所定様式に相違ないか
  - b. PDD <sup>1</sup>
  - c. (AMDAL が義務付けされるプロジェクトについて) AMDAL 報告書
  - d. 公聴会の経過報告<sup>8</sup>
  - e. (森林 CDM プロジェクトについては) 森林省からの推薦書<sup>9</sup>
  - f. その他プロジェクト申請内容の妥当性の証明に必要と考えられるその他の文書
2. 国家 CDM 委員会のウェブサイト申請されたプロジェクト申請を掲載する。
3. 事務局に寄せられたパブリックコメントを国家 CDM 委員会のウェブサイトに掲載する。

4. CDM プロジェクト申請評価業務を依頼できる専門家グループを確認しリストアップする。

#### ステップ 2:

1. 申請書一式を国家 CDM 委員会の全委員に提出、報告する。
2. 国家 CDM 委員会の内部調整会議の開催を支援する。
3. 国家 CDM 委員会の内部調整会議の記録を作成する。
4. 国家 CDM 委員会により定められた技術チームの長および構成員に対し連絡を取り(当該案件評価業務の) 任命書を手交する。
5. (当該案件評価業務の) 任命書、申請文書一式、および F2 と称される既定の評価様式を技術チームに手交する。
6. 専門家グループ<sup>10</sup>による追加評価が必要と認められる場合、国家 CDM 委員会が定めるこれらグループの専門家各位に連絡を取り(当該案件評価業務の) 任命書を手交する。
7. 任命された専門家グループに依頼文書、申請文書一式および F3 と称される所定の評価様式を手交する。

#### ステップ 3:

1. 技術チームの専門家グループに対する依頼を支援する。
2. 専門家グループへ依頼文書、申請文書一式および F3 と称される所定の評価様式を手交する。

#### ステップ 4:

1. 申請書一式を国家 CDM 委員会の全委員に提出、報告する。
2. 国家 CDM 委員会の内部調整会議の開催を支援する。
3. 当該プロジェクト申請に不足しているデータに関する技術チームあるいは専門家グループからの文書を受理する。
4. F2 および F3 に記載済の評価結果を CDM 国家委員会のウェブサイトに掲載する。

#### ステップ 5:

1. 当該プロジェクト申請の利害関係者を確認する。
2. 利害関係者特別会議の開催を支援する。
3. F4 と称される利害関係者会議開催の結果記入様式により利害関係者特別会議開催結果を報告する。
4. 技術チームの評価結果である F2 および専門家グループの評価結果である F3 と同様、CDM 国家委員会のウェブサイトに 利害関係者特別会議開催結果を記載した F4 を掲載する。

#### ステップ 6:

1. 記入済 F2、F3、F4 を国家 CDM 委員会に提出する。
2. 当該プロジェクト申請に不足しているデータに関する技術チームあるいは専門家グループからの文書があれば提出する。

3. 国家 CDM 委員会決定会議の開催を支援する。
4. 国家 CDM 委員会決定会議の記録をとる。

**ステップ 7:**

プロジェクト申請者に対し国家 CDM 委員会からの結果通知文書を手交する。

**< 別紙 2: CDM 国家委員会事務局の構成/2005 年 >**

コーディネーター: Ir. Gunardi

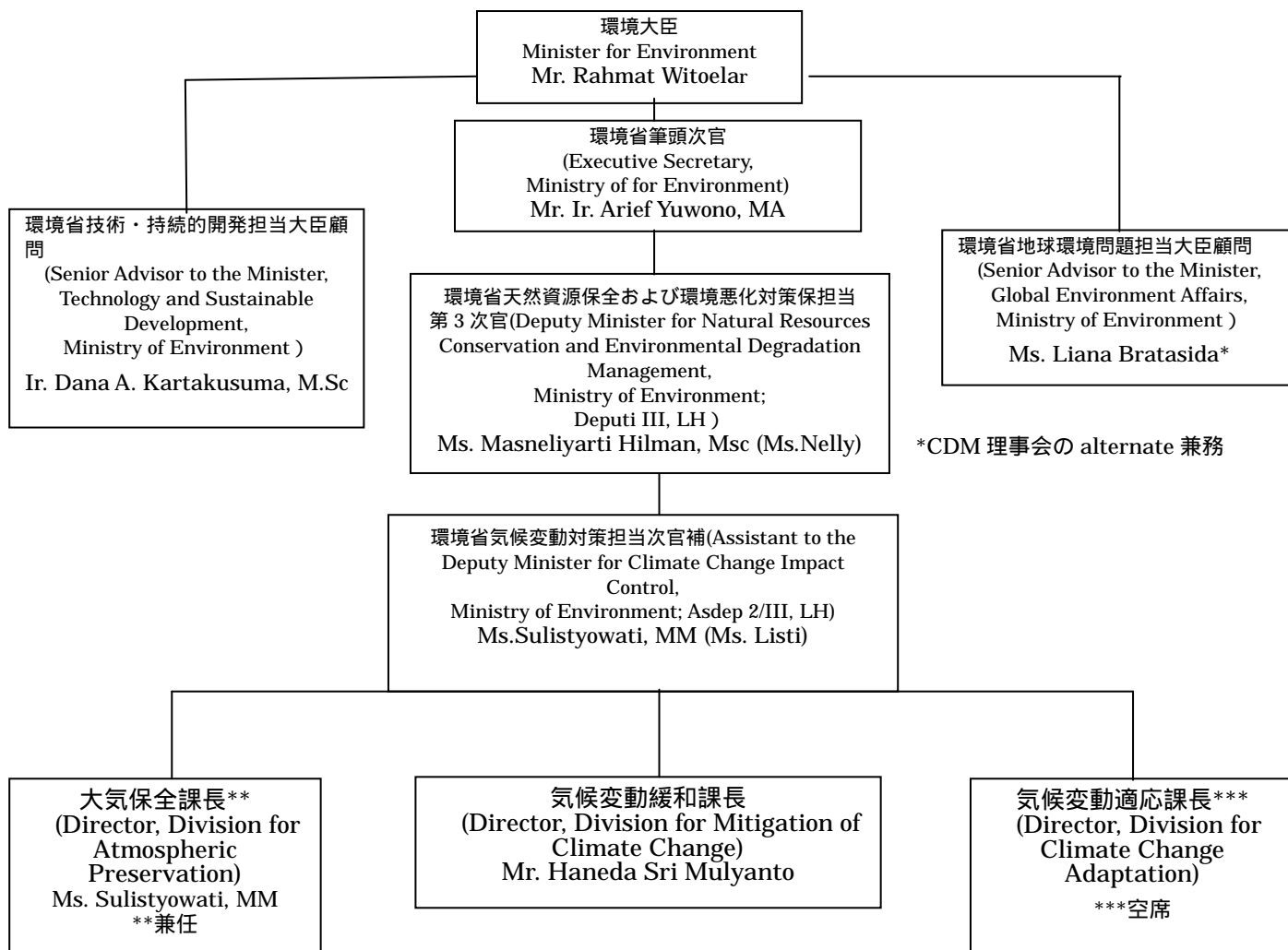
事務長: Prastetyadi Utomo

スタッフ:

1. Chomsinawati, S.Sos
2. Ruthy Eleonora, S. Si
3. Fitriah Yuliana, ST
4. Joselito Gellidon
5. Katty N Danni, MCom

( DNA 委員長として第 3 次官の署名 )

ほぼ同時期に再編成された環境省の CDM 関係部局組織図は以下の通りとなっている。



図：インドネシア環境省気候変動対策関連部局組織図<sup>11</sup>  
(2006年6月15日現在<sup>12</sup>)

## 2. インドネシア CDM 審査の現行サイクルと所要期間

次項の内容と前後するが、環境省関係者によれば初回案件審査の経験を踏まえつつ、インドネシア環境省として今後の CDM 案件の審査を3ヵ月ごと年4回のサイクルで実施する考えである。その際、DNA による第1回審査から技術チームによる審査、技術チームから DNA への当該案件推薦状の提出を経て DNA による最終審査の終了まで2ヵ月を目途とする、とのことである<sup>13</sup>。しかしながら、後述するように、第2回審査に半年近く(事業者側の準備期間を差し引いても4ヵ月以上)を要しており、設定された審査にかかる標準所要期間の有効性には若干疑問が残る。実際は審査の過程で持ち帰り検討となるような質問、指摘等がまったくなければ最短で2ヵ月という解釈が妥当であろう。

なお審査サイクルについては前掲 957 号で紹介した DNA 法のフローチャートに示されているが、以下にこれまでの審査の実際に基づいた注を2点付したのでご参考に願いたい<sup>14</sup>。

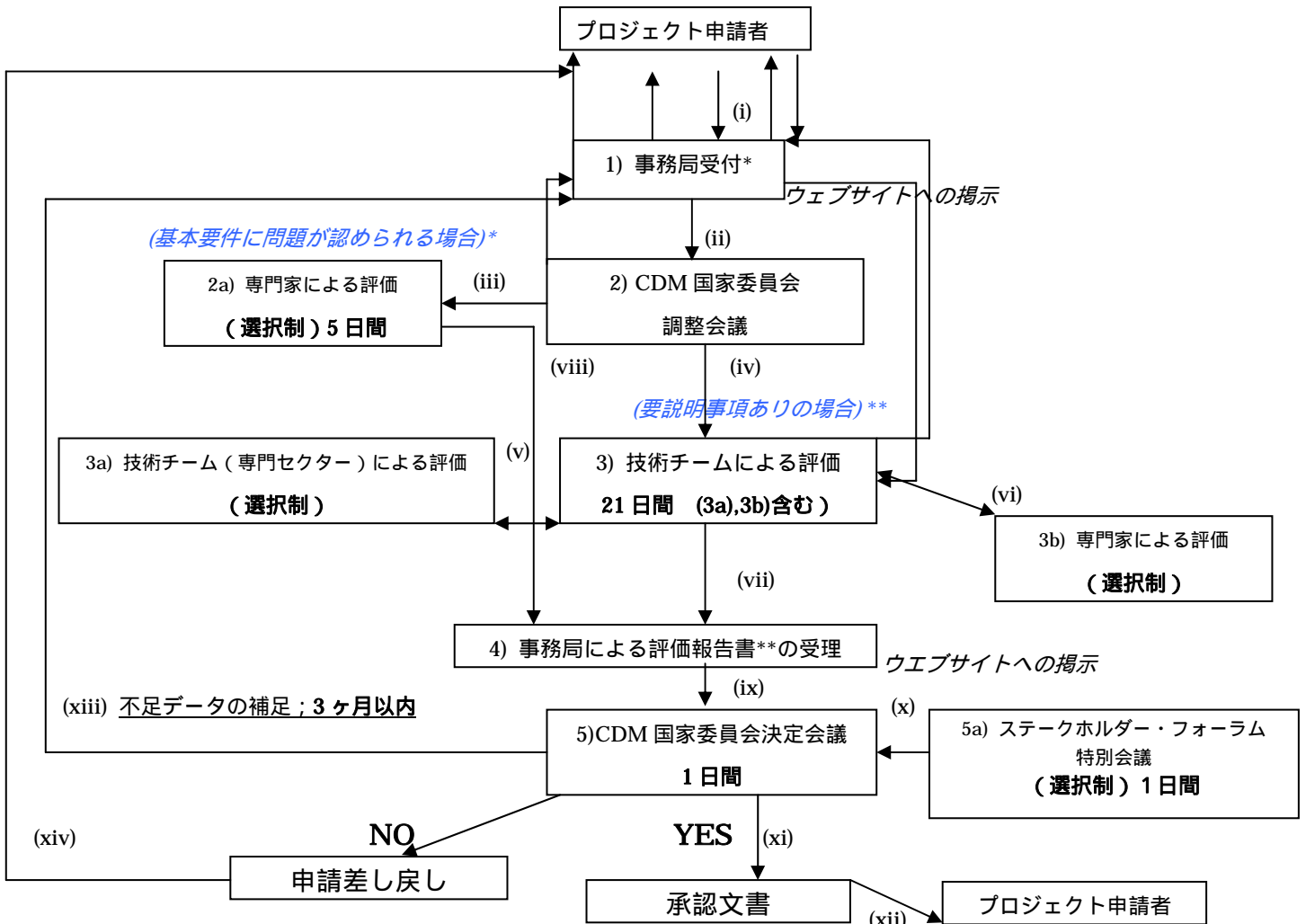


図 1：CDM 審査手続フロー（CDM 国家委員会設置に関する環境大臣令の別紙 II に加筆）

\*第 3 回案件審査のケース（後述）      \*\*第 2 回案件審査のケース（後述）

**3. 初回案件審査の経過**

DNA による第 1 回審査は 2005 年 10 月 23 日、5 案件( 4 事業者<sup>15</sup>)を対象に実施され、その後技術チームに対するプレゼンテーションおよび審査を経、12 月 23 日に 5 案件ともに承認された<sup>16</sup>。各案件の概要についてはインドネシア DNA のウェブサイトをご参照いただくとして<sup>17</sup>、案件名のみ以下に参考転載（仮訳）する。

- a. アチェにおける CDM ソーラー・クッカープロジェクト
- b. インドセメント・燃料転換プロジェクト
- c. インドセメント・代替材料混合セメントプロジェクト
- d. MNA バイオマス 9.7MWe 高圧蒸気タービン発電プロジェクト
- e. MSS バイオマス 9.7MWe 高圧蒸気タービン発電プロジェクト

このうち、「アチェにおける CDM ソーラー・クッカープロジェクト」は、2006 年 2 月 6 日に国連登録されており、2006 年 6 月 15 日現在、国連登録済の案件はこの 1 件のみにとどまっている<sup>18</sup>。

#### 4. 第 2 回案件審査の経過

上記 5 案件に続いて DNA に提出されたのが、インドティルタ・スワカ社が三井物産(株)と共同で実施計画中の「インドネシアにおける養豚場糞尿貯蔵池からのメタンガス回収・燃焼プロジェクト」<sup>19</sup>で、案件形成の初期段階において、NEDO が CDM/JI (共同実施) の FS スキームにより支援している。

同案件の審査経過を概観すると以下のとおりである<sup>20</sup>。

2005 年 12 月下旬	申請
2006 年 1 月	委員会による第 1 次審査
2006 年 2 月	技術チームによる審査 (事業者によるプレゼンテーション)
2006 年 2 月	技術チームから補足説明を事業者あて文書にて要請
2006 年 4 月	事業者から補足説明文書を提出
2006 年 4 月	技術チームによる追加審査 (事業者による再プレゼンテーション)
2006 年 5 月	技術チームから委員会あて当該案件に関する推薦状提出
2006 年 5 月 23 日	委員会による最終審査、インドネシア政府として当該案件を承認

#### 5. 第 3 回案件審査の経過

ここでは、当該案件の審査が終了していないことに鑑み、案件名、分野、事業者名等は伏せた上で経緯のみ概略紹介する。

- 1) 当該案件 (1 件のみ) の申請を事務局にて受理。
- 2) DNA の第 1 次審査実施。

DNA から事務局経由で申請を事業者に差し戻し、PDD<sup>1</sup> 修正指示。

環境省関係者に確認したところ、DNA は当該案件に関し「経済的持続性のクライテリアに関連して地域住民のプロジェクトへの関わりが明確でない」と判断、その明確化のため PDD<sup>1</sup> を修正するよう指示をし、差し戻したとのことである<sup>21</sup>。

#### 6. インドネシアの CDM 審査体制 - 制度および運用上の課題

以上 DNA 法の成立から 11 ヶ月間の審査動向を概観した。ここで、これら経緯に鑑み、前掲 957 号において指摘したインドネシア CDM 審査体制の制度上の課題を再検証し審査実施上比較的問題がなかった事項および今後課題として解決が望まれる事項について考察する。

前掲稿にて指摘済のとおり、インドネシア CDM 審査体制においては必要に応じ選択的に活用するとされているものを含めると関係する審査グループ<sup>22</sup>が最多で 5 つにのぼり、



かつ成立、施行済の DNA 法ではこれらの組織および審査活動の定義ならびに位置づけが不明確であり、そのことが審査上の混乱や審査の長期化を招くのではと懸念されていた。

しかしながら、これまでの対応を見ていると、各案件の審査過程で実際に活用されたのは基本である委員会、技術チームが主であった。第 2 回案件審査の過程で「専門家グループ」の活用が見られたが、その「専門家グループ」は環境省を含めた関係者が対外的に説明してきた外部有識者ではなく、環境省内の関連部局の担当官等であった模様である。仄聞するところでは、審査上の混乱（DNA が審査すべき持続性や持続的開発に貢献する技術移転の有無等以外のことがら、あるいはプロジェクトのスコープ外の事項について質問、議論を試みるなど）や審査の長期化の兆しがなかったとは言えないが、それは組織体制の複雑さではなく、各審査組織内のメンバー間の審査能力および関連分野についての知見の差に起因するものと思われる<sup>23</sup>。

また CDM 審査体制に関わる運営費、人件費等の問題については、事務局に必要な人員をすべて環境省から配置し上述のとおり選択的に活用した「専門家グループ」についても内部からの起用とすることで既存の予算のみでの対応を可能にしているようである。

この他、クライテリア案にプロジェクト評価の対象域が定められていない点については、これまでの審査でそれが問題となるような局面がなく、現時点では特段の懸案と考える必要はなさそうである。

なお、前掲稿にて合わせて指摘した環境省の組織体制強化については、同稿でも報告済のとおり、環境省が空席のポストを整理し、CDM を含む気候変動問題に関する第 3 次官 - 担当次官補 - 気候変動緩和課（旧排出削減班）のラインを強化するとともに事務局を環境省からの人員で固める（但し一部は事務局設置にともなう新規採用）ことで、環境省排出削減課との連絡を緊密にする、という努力を続けてきた。また DNA 設置とほぼ同時に立ち上げた専用サイトを充実させ関係機関および事業者とのコミュニケーションの機会を増やすように務めており、この専用サイト掲載事項に関連し照会等を行った日本の関係者への対応も比較的迅速かつ良好であったとの評が少なくない<sup>24</sup>。

では、現時点で国連承認案件がたった 1 件であるインドネシアにおいて今後 CDM 案件の形成を加速させていくために DNA およびこれを所掌する環境省が取り組むべき課題は何か。

これまで見てきたように DNA の設置にかかる大臣令から冒頭に紹介した次官令まで、事細かに規定されていながら必要な説明が十分でないというのがインドネシア内外関係者の共通した印象である。その結果、第 5 項で見てきた第 3 回審査のように、審査フローにないパターンで申請書が差し戻され、そもそも差し戻しの決定をした根拠およびそのプロセスに透明性が欠如する事態となっている<sup>25</sup>。このような事態が続けば事業者と DNA との相互不信を招きかねない。したがって環境省が中心となって不明確な点等に関し補則を設ける等の措置が求められる<sup>26</sup>。

また、事業者に時間的、金銭的に不要な負担を強いることがないよう、審査の効率化は喫緊の課題であり、そのために DNA および技術チームを中心とした審査メンバーの能力向上が必要である。

今後申請案件も漸増あるいは急増すると思われる中、審査の効率化、円滑化が望ましいが、その際以上に述べたように審査組織内メンバーの能力向上および今後活用があり得る審査組織も含め機能および権限、ならびにクライテリアをより明確化する努力が環境省に求められている。

## 7. インドネシアの CDM に関する各国および関連機関の動向

2005 年 6 月までのマルチ・バイ関連機関の動向については前掲 941 号および同 956 号を、また日本の関係各機関の動きについては、「京都メカニズムプラットフォーム」のウェブサイト<sup>27</sup>をぜひご活用願いたい。ここでは 2006 年 7 月以降におけるインドネシア CDM の支援、促進に関わる動きに簡単に触れることとする。

### 1) 各国政府による CER 買取に係る二国間協定締結の動き

オランダ政府が二国間 CER<sup>2</sup> 購入契約 (BCPA) を 2005 年 2 月に締結したことは前掲 956 号にて報告済であるが、この他にカナダ、オーストリア、デンマークが同様に二国間協定を締結しようとしているが、別途専門家を投入、キャパシティビルディングを組み込み案件獲得を主眼としたカーボン・ファシリティ<sup>28</sup>を発足させているデンマークに比べ、ベースの弱いカナダ、オーストリアがどれだけ実効性のある協定を締結できるのかについては若干疑問が残る。なお先行しているオランダについては、担当コンサルタント選定等諸手続に時間がかかり、現時点で具体的な案件は出てきていない<sup>29</sup>。

### 2) ADB による DNA 支援

ADB はかねてよりインドネシア DNA に対する包括的なキャパシティビルディングを計画していたが、2005 年 7 月から 2007 年 3 月までの予定で、国家開発企画庁 (BAPPENAS) を管轄機関、環境省およびエネルギー・鉱物資源省電力・エネルギー利用総局を実施機関とする DNA キャパビルプログラムをスタートさせた。同プログラムはプロジェクト進行過程で選択される 3 案件 (再生可能エネルギー利用発電) を「教材」とし DNA のレベルアップを主眼としつつ、これまで取り組みが少なかった金融セクター等に対する CDM キャパビルも視野に入れたものであった。しかしながら、関係者間の調整上の問題でプログラムの実施自体が数ヶ月間停止される等した<sup>30</sup>ため、現時点で上記 3 案件の選定を含め特に目立った進捗を見るに至っていない。

### 3) デンマークによる DNA 支援

デンマークは前掲稿にて紹介のとおりカーボン・ファシリティによる案件候補の獲得を着実に進めてきている。しかしながら、上述の ADB による DNA 支援が思うように進まず、一方でこれまでの審査において DNA およびその審査を支える各組織の能力が十分でないことも分かってきたため、大規模ではないが、関連の各審査組織を含めた DNA に対するスポット的かつ短期間のキャパシティビルディングを計画中である<sup>31</sup>。

#### 4) 世界銀行による CDM キャパビル・イニシアティブ

世銀は、インドネシア「CDM 戦略研究」(NSS)<sup>32</sup>が作成された 1990 年代から一貫してインドネシアの CDM を支えてきた。上述の第 1 回審査で承認されたインドセメントの 2 件は世銀が早期に PCF<sup>33</sup>の下で支援してきたが、DNA 正式設置前のキャパシティビルディングとして実施された「リハーサル」審査で用いられ、インドネシア CDM の代表案件と多くの関係者が目し国連承認が心待ちにされている案件でもある。

このため、従来よりインドネシア CDM のプレーヤーであるマルチ・バイ機関のみでなく、若干遅れて CER 獲得競争に乗り出したオーストリア、カナダ等各国政府も比較的ニュートラルな立場にある世銀とのコンタクトを強める傾向にある。

以上の状況に鑑み、世銀が 2005 年以降関係機関間の調整役を務め、具体的な案件促進を図ろうとする動きが見られる。2005 年 9 月にはランドフィルガス<sup>3</sup>にターゲットを絞ったワークショップ<sup>34</sup>を、続いて 2006 年 1 月には CDM プロジェクトの実施段階を意識した地方首長向けハイレベルワークショップ<sup>35</sup>を NEDO 技術開発機構を初め、各国関係機関との共催で実施している。

#### 8. NEDO「インドネシア CDM 報告書」第 2 版

NEDO ではインドネシア CDM に関する最新動向を調査した報告書を作成しているが、今般、その第 2 版が近々に公表される見込である。平成 17 年度(2005 年度)後半に実施された調査結果をまとめた第 2 版では、インドネシアでの CDM プロジェクト案件形成・実施を検討、あるいは実際に取り組み中である事業者を意識し、環境影響評価(AMDAL<sup>36</sup>)の詳細等 CDM 案件の実施に際し有用な情報が充実している。第 1 版と同様広く関係者にご利用いただくべく、関係機関のウェブ上にて公開を予定している<sup>37</sup>。

以上

<sup>1</sup> 委員会の構成は 956 号で紹介した案にほぼ相違ないが、1 点、委員長が環境省事務次官とされていたのが第三次官(天然資源・環境保全担当)に変更、またこれに伴い技術チームの委員長は気候変動担当次官補とされた。

<sup>2</sup> 実際に UNFCCC への登録が確認されたのは 2006 年 11 月初旬。

<sup>3</sup> 2005 年 8 月 23 日開催。2005 年 12 月、私信による。

<sup>4</sup> 極力意識は避けた。

<sup>5</sup> KOMNAS MPB は CDM 国家委員会、Sekretariat は事務局の意。

<sup>6</sup> インドネシアの関連法に定められた環境影響評価。

<sup>7</sup> プロジェクト申請者と同義で用いられていると思われる。

<sup>8</sup> 原文では“メモ”であり、必ずしも公式なものを意味していないと考えられる。

<sup>9</sup> 別途報告済のとおり、森林 CDM については森林省にて受付、事前審査後に DNA 提出することとされている。

<sup>10</sup> DNA(国家 CDM 委員会)の設置に関する環境大臣令文中および DNA ウェブサイト掲載のフローチャートでは 2 種類の専門家グループが存在するが、ここではそれらが渾然一体化(?)して記述されており、特に技術グループが評価業務を遂行する中でどの時点でどのように専門家グループを任命あるいは専門家グループへの業務を依頼するのかが明確にされていない。

<sup>11</sup> 環境省各部署の組織図および組織機能の法的根拠については、以下を参照(インドネシア語)。

[http://www.menlh.go.id/publik/peraturan/Peraturan\\_Menteri/artikel.php?article\\_id=1705](http://www.menlh.go.id/publik/peraturan/Peraturan_Menteri/artikel.php?article_id=1705)

<sup>12</sup> 改編当時環境省関係者から提供された資料を基に仮訳、さらに以下を参考にして修正。

なお課長職より下位の役職については省略した。<http://www.menlh.go.id/deputi/dep3/>

<sup>13</sup> 2005 年 12 月、私信による。

- 14 後述のとおり、環境省は現行の審査フロー図では説明不足との認識をすでにもっており、現在補則を制定するなどの対応を検討中である。ここで試みたフローの修正は、審査の実態に基づいて今後起こり得るパターンを示そうとするものであって公認されたものではないのでご留意願いたい。
- 15 パーム廃棄物発電の2件は、同様の案件を異なるパームオイルミルにて実施するもの。
- 16 承認文書の交付は数日後になったもよう。2005年1月、私信による。
- 17 <http://dna-cdm.menlh.go.id/en/projects/>
- 18 <http://dna-cdm.menlh.go.id/en/news/?id=3>
- 19 [http://dna-cdm.menlh.go.id/en/projects/?pg=projects&prj\\_id=8](http://dna-cdm.menlh.go.id/en/projects/?pg=projects&prj_id=8)  
 なお同案件は2005年12月27日に日本政府により承認されている。  
<http://www.meti.go.jp/press/20051228004/20051228004.html>
- 20 2006年5月、環境省関係者との私信による。
- 21 2006年6月、私信による。
- 22 技術チーム（専門セクター）を除く。
- 23 以上、2006年2月から同6月まで、環境省を含む複数機関の関係者との私信による。
- 24 私信による。
- 25 第3回審査の対象となり差し戻された案件に関し、環境省関係者の説明に食い違いが生じている。2006年6月、私信による。
- 26 環境省関係者との交信において現行法に定められた審査フローが不十分であるとの問題点を指摘したところ、何らかの対応を検討しているもよう。2006年6月、私信による。
- 27 <http://www.kyomecha.org/index.html>
- 28 デンマーク・カーボン・ファシリティでは実際の案件推進およびキャパビリティは民間企業との間で行われるが、MOUは環境大臣とデンマーク大使との間で署名・交換されている。MOUの内容は非公開であるが、仄聞するところでは、特にCERの総量について数値目標を明示しない努力規定となっている由。想定購入単価は4 - 7ユーロ。2006年6月、私信による。
- 29 進捗が芳しくないのを憂慮したオランダ政府は、世銀に当該二国間協定下でのプロジェクト推進を委ねることとし、現在世銀にて調整中だが現時点で特に目立った進捗はない。2006年3月および同5月、私信による。
- 30 このDNAキャパビリティプログラムはADBからEcoSecurities Indonesiaを中心とするチームに委託されていた。仄聞するところによると、コンサルタントチーム内部およびコンサルタント - ADB、コンサルタント - 環境省ならびに関係政府機関の間での意見調整がうまくいかなかったことが停滞の原因と思われる。2006年5月、私信による。
- 31 2006年5月、私信による。デンマーク関係者に対し、“案件獲得競争”に入った現段階で特定国のキャパビリティがDNAに入ることにについて疑義を呈したところ、予定されているキャパビリティは比較的基本的な事項を審査に役立つように伝えていくことが主眼であって透明性およびアカウンタビリティ上の問題はないのではないかと、とのことであった。またキャパビリティ実施に際し場合によっては各国機関等との連携も検討する由。
- 32 NEDO 海外レポート 941 号参照。
- 33 Prototype Carbon Fund. 世銀の炭素基金については、以下を参照。<http://carbonfinance.org/>
- 34 <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/INDONESIAEXTN/0,,contentMDK:20630809~menuPK:287092~pagePK:64027988~piPK:64027986~theSitePK:226309,0.html>
- 35 <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/INDONESIAEXTN/0,,contentMDK:20810889~menuPK:224605~pagePK:64027988~piPK:64027986~theSitePK:226309,00.html>
- 36 <http://www.menlh.go.id/amdalnet/>
- 37 同 NEDO 報告書の照会先は次のとおり：  
 NEDO 技術開発機構エネルギー・環境技術本部京都メカニズム対策室吉岡恒（E-mail: yoshiokahss@nedo.go.jp） 同塩谷滋（E-mail: shiotanisgr@nedo.go.jp） もしくは NEDO ジャカルタ事務所山田史子（E-mail: yamada@nedojakarta.org）

<sup>1</sup> PDD ( Project Design Document ) = プロジェクト設計書

<sup>2</sup> CER ( Certified Emission Reduction ) = CDM クレジット

<sup>3</sup> ランドフィルガス ( landfill-gas ) = 最終処分場において廃棄物埋め立て処理の際に発生するメタンガスを回収すること